

伊勢崎市監査委員告示第 4 号

公 表 書

令和 6 年度定期監査を執行したので、地方自治法第 1 9 9 条第 9 項及び第 1 0 項の規定に基づきその結果を別紙のとおり公表する。

令和 7 年 4 月 1 1 日

伊勢崎市監査委員	光	山	喜一郎
同	高	田	嘉 郎
同	新	藤	靖

記

1 定期監査結果報告書

企画部・市民部・赤堀支所・あずま支所・境支所・健康推進部・長寿社会部・
産業経済部・農政部・都市計画部・公営事業部

令和 6 年度定期監査結果報告書

1 監査の基準

監査委員は、伊勢崎市監査基準（令和 2 年 3 月 1 2 日監査委員訓令甲第 1 号）に準拠し実施した。

2 監査の種類

財務監査及び行政監査（地方自治法第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項）

3 監査の日程及び対象

令和 7 年 1 月 9 日（木）

○都市計画部

都市計画課・交通政策課・建築指導課・公園緑地課・

いせさき市民のもり公園管理事務所・区画整理課

令和 7 年 1 月 1 0 日（金）

○健康推進部

国民健康保険課・年金医療課・健康づくり課・健康管理センター・

スポーツ振興課・あずま運動施設管理事務所

令和 7 年 1 月 2 0 日（月）

○公営事業部

事業課

令和 7 年 2 月 5 日（水）

○企画部

企画調整課・事務管理課・情報政策課・広報課

○長寿社会部

高齢政策課・地域包括支援センター・介護保険課・指導監査課

令和 7 年 2 月 6 日（木）

○産業経済部

商工労働課・企業誘致課・文化観光課

令和7年3月18日(火)

○市民部

市民課・いせさきガーデンズ行政センター・市民活動課・国際課

○あずま支所

庶務課・市民サービス課

○境支所

庶務課・市民サービス課

令和7年3月19日(水)

○市民部

人権課・隣保館

○赤堀支所

庶務課・市民サービス課

○農政部

農政課・農村整備課

4 監査の着眼点

令和6年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

施設は安全性を考慮して管理運営されているか。また、災害対策や防犯対策及び現金、個人情報等の管理は万全であるか。

5 監査の実施内容

(1) 予備監査

本監査に先立ち監査委員事務局職員により、下記事項を重点に関係書類を試査又は精査をして予備監査を実施した。

ア 予算の執行状況について

イ 諸帳簿の記帳、整理、保管状況について

ウ 金銭の出納、預金通帳の管理について

エ 契約関係について

オ 物品及び薬品等の出納、管理について

(2) 本監査

当該監査は、監査委員3名と事務局職員が、各課の予備監査結果と提出書類に基づき、監査委員室において質疑応答形式で実施した。所管施設については、抽出により現地に立ち入り、それぞれの所属長から当該施設の説明を受けるとともに、施設の安全対策、防火管理者、公印の管理状況等の確認を実施した。

6 監査の結果

〔総括〕

財務に関する事務をはじめ、行政事務の執行、施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

予備監査の結果を含めた個別の指摘事項については、本監査において、部長等に対し口頭で指摘するとともに各所属長から、その対応状況等を聴取した。

〔監査委員意見〕

- (1) 情報政策課において、官公庁にて押印省略、ペーパーレス化が進んでいるが、市においても合理的で市民の利便性を考えたシステムの導入を推進されたい。
- (2) 広報課において、ホームページの検索方法について、相互にリンクを表示するなど、利用する側の利便性を考えたものにされたい。
- (3) スポーツ振興課において、あずまウォーターランドの指定管理状況が杜撰であった。施設維持管理のための各委託において、適正な契約行為が行われていないなど、改善を要する事項が一部認められたので、内容を十分把握し、必要な措置を講じるよう指導監督を行っていくことが必要である。

〔個別事項〕

予備監査の結果を含めた事務改善事項で多く見受けられたものは、事務関係において、決裁日が誤っているものがあった。また、契約関係において、予算執行伺に、随意契約の範囲を超えて1者随意契約をしている理由の記載がないもの、監督職員指定通知書が未作成のものがあった。契約関係の書類や決裁の重要性を再認識するとともに、慎重かつ適正な事務処理を望むものである。

各部局等における上記に挙げた以外の主な事務改善事項は次のとおりである。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、予備監査終了後、口頭で通知したところである。

(1) 企画部

契約関係において、予算の裏付けのない契約に、自動更新条項を設けていたもの、公表書が未添付のものがあった。また、多く見受けられた事務改善事項と同様のものがあった。

(2) 市民部

契約関係において、業務終了後に提出されるべき書類が提出されていないものがあった。また、多く見受けられた事務改善事項と同様のものがあった。

(3) 赤堀支所

事務改善事項なし

(4) あずま支所

事務改善事項なし

(5) 境支所

事務関係において、窓口日計表の件数及び金額が、住民票・戸籍・印鑑証明書等交付請求書の件数及び金額と相違しているもの、住民票・戸籍・印鑑証明書等交付請求書の記載に誤りがあった。

(6) 健康推進部

収入関係において、利用許可申請書の内容と徴収金額が一致していないもの、歳入予算上の細節を誤って調定及び収入がされているものがあった。契約関係において、仕様書で定める資格者の配置が確認できないものがあった。また、多く見受けられた事務改善事項と同様のものがあった。

(7) 長寿社会部

事務関係において、介護認定調査員証が決裁を受けずに交付されているものがあった。

(8) 産業経済部

契約関係において、発注者の承認を得ずに再委託しているもの、仕様書の内容と実施内容が相違しているものがあった。また、多く見受けられた事務改善事項と同様のものがあった。

(9) 農政部

契約関係において、仕様書の委託期間に誤りがあるもの、見積合せ調書の様式が契約規則に定められた様式と異なる様式で作成されているものがあった。

(10) 都市計画部

収入関係において、二重に調定が起票されているものがあった。契約関係において、分割発注をして見積合せを避けていたものがあった。また、多く見受けられた事務改善事項と同様のものがあった。

(11) 公営事業部

契約関係において、見積書に日付がないもの、工程表が未提出のものがあった。また、多く見受けられた事務改善事項と同様のものがあった。